

ふじみ野市公共施設太陽光発電導入可能調査業務における
公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

ふじみ野市

ふじみ野市公共施設太陽光発電導入可能調査業務における公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

当市では、令和4年10月1日に「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」をし、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。また、令和5年3月に策定した「第2期ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画」に内包する「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、2030年度における二酸化炭素排出量を2013年度比で50%削減することを目標として掲げている。

目標達成に向けては、再生可能エネルギーの導入が不可欠であり、また、効率的・効果的な導入を図る必要がある。

本業務委託は、市内において具体的にどのような施設、立地に太陽光発電設備の導入が可能か調査を行うとともに、公共施設における太陽光発電設備の導入を効率的・効果的に進めるための検討を行うことを目的に実施する。その調査にあたり、専門的な知識を有し、最も優れた事業者候補を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

ふじみ野市公共施設太陽光発電導入可能調査業務委託

(2) 調査業務内容

別紙「ふじみ野市公共施設太陽光発電導入可能調査業務委託仕様書」（企画提案を踏まえて一部変更可。以下「仕様書」という。）を基本として、優先交渉権者と協議・調整をしたうえで確定することとする。

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

なお、本業務は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を想定している。

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の目的を達成するため、実施体制、実施方法、技術提案等を審査及び評価することにより、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等の価格以外の要素を含めて総合的に最も適した業者を選定するものである。

また、本業務は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定しているため、現行の令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金公募要領及び同実施要領」を熟読し、補助金の目的や性格を十分理解した上で業務を行うことができる業者を選定するものである。なお、当該事業に係る補助金の申請は、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支

援事業)の確定をうけ実施するものとする。

4 プロポーザル方式の方法及びその理由

公募型プロポーザルとする。

※公募型プロポーザル形式とした理由として、「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用予定であることから、当該補助金の目的や性格を十分理解し、他市において同様の業務委託あるいはそれに準ずる業務を履行した経験があるといった実績等を考慮し、業者を選定することで、確実に当該業務を履行してもらう必要があることから公募型プロポーザルとした。

5 事業スケジュール

No.	項 目	期 日
1	実施要領等の公布・配布	令和5年4月19日(水)
2	質問書(様式第1号)の提出期限	令和5年4月26日(水)午後5時15分
3	回答書(様式第2号)	令和5年5月2日(火)
4	参加表明書(様式第3号)等の一次審査書類提出期限	令和5年5月9日(火)午後5時15分
5	プロポーザル企画提案書等提出要請書(様式第6号)送付	令和5年5月12日(金)
6	プロポーザル企画提案書等提出届(様式第7号)及び企画提案書等提出期限	令和5年5月19日(金)午後5時15分
7	プロポーザルヒアリング実施通知書(様式第8号)送付	令和5年5月23日(火)
8	選定委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年5月29日(月)午後1時15分
9	プロポーザル選定結果通知書(様式第9号)及びプロポーザル非選定結果通知書(様式第10号)送付 (選定結果通知)	審査終了後7日(祝祭日を除く)を目途とする。 ※当該通知後、履行準備を進めること。
10	契約締結	令和5年6月上旬予定 ※契約締結後、環境省補助金の申請書類を用意すること。

6 参加資格、応募期間、応募方法等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加申込みをする者は、本業務を遂行できる能力を有し、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ・ 日本国内に住所を有し、過去5年間に再エネ導入に係る類似業務若しくはそれに準ずる業務を実施した実績又は再エネ導入構築の実績を有していること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間に、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ・ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ・ ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載された者（以下「登録業者」という。）と同等の要件を満たしている者※。

※10（1）参照

- ### (2) 「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用予定であることから、当該補助金の目的や性格を十分理解した業者あるいは他市町村において同様の業務を履行した経験があるといった実績等がある業者であること。なお、当該補助金申請について、申請はふじみ野市で行うが、申請に係る書類は選定された業者が用意するものとする。

(3) 応募期間

令和5年4月19日（水）から令和5年5月9日（火）午後5時15分まで

(4) 応募方法

令和5年4月19日（水）より実施要領等を配布するので、その内容を熟読の上、令和5年5月9日（火）までに参加表明書等を提出すること

7 本業務に係る提案限度額

金13,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、実際の契約は、優先交渉権者の参考見積額を踏まえて、当市と優先交渉権者との詳細協議

により、当市の予算の範囲内で契約金額を確定する。

8 プロポーザルの手続きに関する事項

(1) 実施要領等の公布・配布

ア 配布期間 令和5年4月19日（水）から令和5年5月9日（火）

イ 配布方法 ふじみ野市ホームページからダウンロード

アドレス

(TOP > 事業者の方へ > 入札関連情報 > 公募型プロポーザル)

9 プロポーザルに関する質疑応答

本実施要領及び仕様書を熟読の上、内容について質問がある場合は質問書（様式第1号）に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。なお、送信した際には、その旨を電話にて連絡するとともに、件名は「ふじみ野市公共施設太陽光発電導入調査に関する質問」とすること。

ア 受付期間

令和5年4月19日（水）から令和5年4月26日（水）午後5時15分まで

イ 電子メールアドレス

ふじみ野市役所市民活動推進部環境課

電子メール：kankyo@city.fujimino.saitama.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は「回答書」（様式第2号）により、令和5年5月2日（火）に参加表明書提出事業者全員へ電子メールで行うものとする。

なお、業者選定に公平性を保てない内容については、質問に回答しないことがある。

10 参加表明書等の提出について

プロポーザルに参加を希望する者は、次による書類を提出しなくてはならない。ただし、登録業者については、5～7の書類を省略できるものとする。

(1) 提出書類

資料 番号	提出書類名
1	プロポーザル参加表明書（様式第3号）
2	事業者概要書（様式不問）
3	業務実績書（過去5年間の再エネ導入に係る類似業務を実施した実績又は再エネ導入構築の実績、様式不問）
4	業務実施体制（業務従事者、指揮系統、業務従事者経歴（A4用紙、様式不問）
5	会社更生法疎明書面（自認書）（様式第4号）
6	民事再生法疎明書面（自認書）（様式第5号）

7	履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）
8	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） ※発行から3か月以内のもの、写し可
9	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ※直近2期分
10	見積書（業務に係る経費の見積書を提出する）

(2) 提出期限

令和5年5月9日（火）午後5時15分（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。直接提出の場合は、午前8時30分から午後5時15分（ただし、土日・祝日を除く）

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

ア 提出期限までに前記(1)に定める書類が提出されなかった場合は、プロポーザル参加意思確認の有無に関わらず不参加とみなす。

イ 提出された書類は、返却しないものとする。

ウ 参加表明を行った者が5者以上の場合、事前に評価項目「業務実績」「見積内容」「業務実施体制」の評価による審査を実施し（一次審査の実施）、その結果、一次審査を通過する者は4者以下とする。なお、参加表明を行った者が4者以下の場合是一次審査を実施しない。

エ 一次審査を通過した者、又は参加表明が4者以下で一次審査を実施しなかった場合において「プロポーザル企画提案書等提出要請書（様式第6号）」を令和5年5月12日（金）付けで送付するものとする。

オ 本結果に関する一切の事項について、質問、説明請求、意見等は受け付けない。

1.1 企画提案書等の提出

前記10の(5)エのとおり、一次審査を通過した者に対して次のとおり企画提案書等の提出を求めるものとする。

(1) 提出書類

書類 番号	提出書類名	提出上の注意
1	プロポーザル企画 提案書等提出届 (様式第7号)	—
2	企画提案書	※参照

3	参考見積	業務内容別積算内訳書を添付すること。
---	------	--------------------

- ※①規格はA4版、様式は自由、図や写真等の挿入可。なお、表紙を除き20枚以内で作成し、ページ番号及びインデックスを付すこと
- ②出来る限り平易な表現（図表などを含む）で作成すること
- ③環境省の令和4年度（第2次補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の実施要領、公募要領、QA等を熟覧し、用件等に準拠した提案とすること
- ④その他、仕様書に示す当市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること

(2) 提出部数

正本は「(1)提出書類」書類番号1～3で一式とし、1部を提出すること。副本は書類番号2の企画提案書のみで一式とし、10部提出すること。

注) 書類中に事業所名が特定できるような記載（社名やロゴ等）は一切使用しないこと。

(3) 提出方法・提出場所

書類は、ふじみ野市市民活動推進部環境課まで電話連絡のうえ、郵送又は直接持参すること。持参の場合は平日の開庁時間内に持参すること。

(4) 提出期限 令和5年5月19日（金）午後5時15分（必着）

(5) 留意事項

- ア 仕様書及び「13 選定にあたっての評価事項」を踏まえ、企画提案書を作成すること。
- イ 提出期限までに前記(1)に定める書類が提出されなかった場合は、失格とする。
- ウ 提出期限後の追加及び差替えは、一切認めないものとする。
- エ 提出された書類は、返却しないものとする。

1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の提出後「プロポーザルヒアリング実施通知書（様式第8号）」により企画提案に係るプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）及びヒアリングを実施する。

(1) 日時 令和5年5月29日（月）午後1時15分

プレゼンの順番は、「プロポーザル企画提案書等提出届（様式第7号）」の提出順とする。最初に全般的な内容のプレゼンを行い、その後その内容についてのヒアリングを行う。

(2) 実施場所

ふじみ野市役所 第4庁舎 D201会議室（控室はありません）

(3) 実施時間

40分以内（準備5分、プレゼン15分、ヒアリング15分、撤去5分）とする

(4) 出席者

4名までとする。現場責任者となる予定の者は、必ず出席すること。なお、出席できない場合は事前に市と協議すること。

(5) その他

- ア 説明は企画提案書に基づき実施し、それに対する補足説明を行うことができる。プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは市で用意する。その他パソコン等は提案者側で用意する。
- イ プレゼンの内容は企画提案書の内容とする。
- ウ 追加提案の説明及び参考資料の配布は認めないものとする。
- エ プレゼン及びヒアリングに出席しない場合、辞退したものとみなす。

1.3 選定にあたっての評価事項

評価事項及び評価点数等については、以下の事項を踏まえ、ふじみ野市公共施設太陽光発電導入可能調査業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において決定する。

① 業務実績

- ・過去における他市町村の公共施設太陽光発電導入調査業務と同等又は類似の調査業務、あるいはそれに準ずる業務の実績件数
- ・応募者が太陽光発電の導入又は導入支援を実施した業務経験があるか

② 見積内容

- ・配点× $\left(\frac{\text{提案限度額}-\text{提案額}}{\text{提案限度額}}\right) \times 20$

③ 業務実施体制

- ・経営が安定しており、事業を継続的・安定的に行うことが可能であるか
- ・業務を遂行するにあたり、確実に実施される十分な人員が確保されているか

④ 業務遂行力

- ・指揮系統が明確であり、円滑な業務運営がなされるか
- ・太陽光発電設備に関する知識の豊富な人員及び、その他業務に必要な経験、能力をもった人員が配置されているか
- ・太陽光発電に関する情報収集能力があるか

⑤ 企画提案書

企画提案書に基づき、本受託業務への企画内容を評価する

ア 提案内容

- ・調査の目的に沿った提案となっているだけでなく、独自の提案があるか
- ・公共施設の特性や地域の状況を踏まえた提案となっているか
- ・太陽光発電設備の設置に係る躯体への影響等について具体性のある調査方法や人員体制となっているか

イ 資料作成能力・プレゼン能力

- ・提案された企画提案書の内容（分かりやすさ、構成等）が適切か

⑥ その他

- ・受託候補者の利点、地元企業としての地域特性把握、取組姿勢、信憑性、本委託期間終了後の柔軟な対応など

1.4 二次審査

(1) 選定方法

選定委員会が別紙「プロポーザル評価基準（配点）書」に基づき、業務実施の確実性及び実効性を総合的に評価する。

選定委員会は、評価項目に基づき、企画提案書、提出書類、プレゼン及びヒアリング内容から評価し、評価点数の合計点により順位を決めて受注候補者とする。

(2) プロポーザルの成立

プロポーザル提案者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、プロポーザル提案者の評価点について、100点満点中60点を下回る委員がいた場合は選定候補者としていない。

なお、選定委員に欠席があった場合は、次の式により計算し、評価合計点を算出する。

※評価合計点＝出席委員評価点合計×委員定数÷出席委員数

(3) 最高点獲得者が複数いた場合の措置

最高点獲得者が複数いた場合は、1位と評価した評価者の数が多い順とする。ただし、1位と評価した評価者の数が同数の場合、委員長が1位と評価した評価数の多い業者を1位とする。

(4) 選定結果通知

選定結果は、全ての参加者に対して個別に通知する。

なお、選定結果に関する一切の事項について、質問、説明請求、意見等は受け付けない。

1.5 失格事項

- (1) 定められた提出方法、提出先、及び提出期限に適合しない場合
- (2) 定められた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 許容された表現方法以外の方法が用いられている場合
- (4) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) この要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で選定委員会委員若しくは市職員又は本業務実施にあたっての支援業務受注者に対して不正な接触の事実が認められた場合
- (6) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1.6 契約の締結

- (1) 委託者は、選定された候補者を本業務に係る随意契約の見積書の徴収相手として契約交渉を行う。この際、委託者は提案内容を尊重しながら、仕様書の詳細については協議し、一部内容の変更を求めることがある。
- (2) 選定された候補者と契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴収相手とする。

- (3) 選定された候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結の間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。

17 プロポーザルの取扱い

- (1) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正及び変更は一切認めないものとする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合があるものとする。
- (5) 提出書類の著作権は、参加申請者に帰属するが、当市が本件の選定の公表等に必要な場合は、当市は、提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合があるものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当市の書面による承諾を受けた場合、この限りではない。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞は除く）」、通貨は「円」とする。

18 問合せ・提出先

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所市民活動推進部環境課（担当者：奥村・西村）

電話番号：049-262-9021（直通）

F A X：049-263-6111

電子メール：kankyo@city.fujimino.saitama.jp